

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年10月23日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年11月27日から同年12月17日まで縦覧に供する。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 穂村地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮ノ浦地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中塚地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神内池Ⅱ地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神内池Ⅲ地区	〃